

## 志學館大学図書館規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人志學館学園が定める管理及び運営に関する規則第39条第3項及び志學館大学学則第62条第2項の規定に基づき、志學館大学図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

### (目的等)

第2条 図書館は、志學館大学の教職員及び学生の研究、教育及び教養に資するために必要な図書、雑誌、視聴覚資料（電磁的記録を含む。）及びその他の資料（以下「資料」という。）を収集、管理及び運営することを目的とする。

2 図書館は、前項の目的に差し支えない範囲で、施設及び資料を地域に開放するとともに、他の図書館並びに関係機関との相互協力に努めるものとする。

### (館長及び職員)

第3条 図書館に図書館長（以下「館長」という。）及び司書並びに図書館の事務処理をする職員を置く。

2 館長は、図書館の管理及び運営を総括する。

3 館長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (図書館委員会)

第4条 図書館に関する重要事項を審議するために図書館委員会を置く。

2 図書館委員会に関する事項は、別に規程に定める。

### (資料の収集管理)

第5条 資料の収集管理に関する事項は、別に規程に定める。

### (利 用)

第6条 図書館の利用に関する事項は、別に規程に定める。

### (事 務)

第7条 図書館の事務は、総務課で処理する。

### (雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、運営会議の議を経て学長が別に定めることができる。

### 附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成8年10月2日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年2月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月15日から施行する。